

## 島内地区若者応援事業交付金支給要綱

### (目的)

第1条 この要項は、住民主体による地域づくりの一層の推進を図るため、島内地区町会連合会長（以下「会長」という。）が認める団体が行う地域づくりの取組みに対して、予算の範囲内で若者応援事業交付金（以下「交付金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (支給対象及び支給額)

第2条 交付金の支給対象となる団体は、島内地区の地域づくりに資する事業を実施する団体として、会長が認めた団体（以下「団体」という。）とする。

2 交付金の支給額は、予算の範囲内で会長が定める。

### (支給対象事業)

第3条 交付金の支給対象となる事業は、前条第1項に規定する団体が主体となって、島内地区において実施する次の事項に関する事業とする。

- (1) 住民自治の振興に関すること
- (2) 地域課題の解決や地域の活性化に関すること
- (3) 住民の福祉向上に関すること
- (4) その他会長が必要と認めること

### (支給対象経費)

第4条 交付金の支給対象となる経費は、前条に規定する支給対象事業に要する経費のうち、会長が適当と認めるものとする。

### (支給申請)

第5条 交付金の支給を受けようとする団体は、会長に島内地区若者応援事業交付金支給申請書兼請求書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 団体は、事業計画について、島内地区地域づくりセンターと協議を行った上で、前項の申請を行うものとする。

3 交付金は、団体からの請求に基づき、請求の日から1カ月以内に指定された金融機関口座に振り込むものとする。

### (支給決定)

第6条 会長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付金の支給の可否及び支給額を決定し、島内地区若者応援事業交付金支給決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

### (実績報告)

第7条 交付金を支給された団体は、当該年度の末日までに、島内地区若者応援事業交付金実績報告書（様式第3号）により、会長に報告しなければならない。

(補則)

第8条 この制度に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。